

# 計画策定部会での検討状況 について(新制度関係)

平成26年4月23日



# 1 新制度における都道府県計画の記載事項について

## 基本指針の概ねの案で示された都道府県計画の記載事項(広域調整事項を中心に)

事項	区分	計画	主な記載内容(広域調整事項を中心に)
1. 都道府県設定区域の設定	必須	事業計画	・都道府県は、隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて、区域を定めること。 ⇒ <b>広域調整事項(論点①)</b>
2. 教育・保育の量の見込み並びにその提供体制の確保の内容及びその時期	必須	事業計画	・都道府県は、市町村に一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、広域的な観点から調整する必要があると認められる場合は、十分な調整を図ること。 ⇒ <b>広域調整事項(論点③)</b>
3. 教育・保育の一体的提供及びその推進体制の確保	必須	事業計画	・都道府県は、認定こども園について、区域ごとの目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方を記載すること。 ⇒ <b>広域調整事項(論点②)</b>
4. 従事者の確保及び資質の向上	必須	事業計画	・特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の養成及び就業の促進等に関する事項 ・都道府県は、地域の実情に応じて研修の実施方法及び実施回数等を定めた研修計画を作成すること。 ⇒ <b>大阪府実施の二一ス調査の結果を踏まえ、今後検討</b>
5. 専門的な知識及び技術を要する支援	必須	本体計画	児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実 ⇒ <b>社会的養護体制整備部会、母子家庭等自立促進部会等で検討</b>
6. 基本理念等	任意	本体計画	法令の根拠、基本理念、目的及び特色等 ⇒ <b>本体計画に反映</b>
7. 広域的な見地からの調整	任意	事業計画	・都道府県は、教育・保育の利用及び地域子ども・子育て支援事業について、市町村間の調整が整わない場合等必要な場合において、市町村事業計画の作成時における都道府県への協議及び調整について、必要な事項を定めること。 ⇒ <b>広域調整事項(論点③)</b>
8. 教育・保育情報の公表	任意	事業計画	・教育・保育情報の公表に係る体制の整備を始めとする教育・保育情報の公表に関する事項を定めること。 ⇒ <b>国における全国総合システムの構築状況を踏まえ、今後検討</b>
9. 労働者の職業生活と家庭生活の両立	任意	本体計画	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備 ⇒ <b>本体計画に反映</b>

# 2 広域調整事項について

## 論点① 区域の設定に関する事項について

**基本指針の概ねの案から**  
都道府県は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定することになっている。

**大阪府の対応方針**  
幼稚園、認定こども園の広域利用を踏まえ、大阪府における区域は、1号、2号、3号認定共通で、市町村圏域会議のブロック割（7ブロック）を大阪府が設定する区域とする。  
ただし、区域をまたがる利用を妨げるものではなく、認可、認定にあたって十分に配慮する。

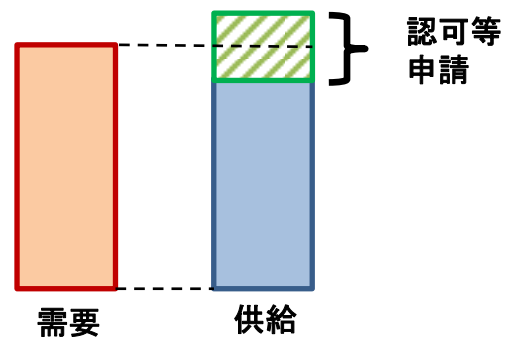
**大阪府が都道府県計画で設定する区域(1～3号認定共通)**  
(大阪府が行う認定こども園、保育所の認可、認定にかかる需給調整の判断基準となる区域)

1	大阪市	大阪市
2	堺市	堺市
3	北摂	池田市、箕面市、能勢町、豊能町、豊中市、吹田市、高槻市、島本町、茨木市、摂津市
4	北河内	枚方市、寝屋川市、交野市、四條畷市、大東市、門真市、守口市
5	中河内	東大阪市、八尾市、柏原市
6	南河内	松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
7	泉州	高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町

# 論点② 認定こども園に移行する場合の需給調整について

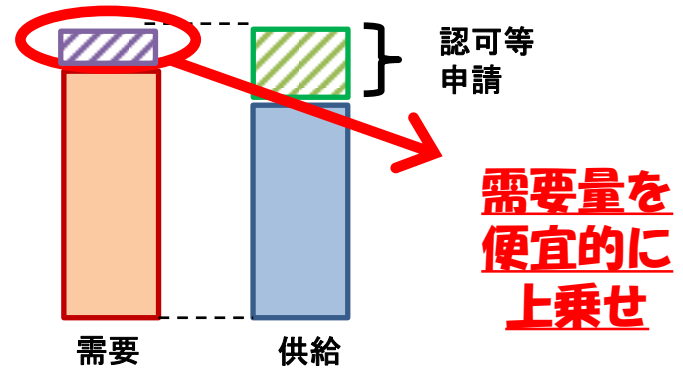
**基本指針の概ねの案から**  
認定こども園の普及を図るため、幼稚園から認定こども園への移行、保育所から認定こども園への移行を阻害しないよう一定の配慮が必要とされている。  
このため都道府県は、定員の総数が、「『現在の利用状況』に『利用希望』を踏まえて設定した『量の見込み』に『都道府県計画で定める数』を加えた数」に達するまでは認可・認定し、移行を促進することとされている。

## 原則としては



新たに認可・認定すると、「需要量<供給量」となり、需要量を超える部分は認可する必要がない

## 認定こども園への移行促進のため



大阪府が需要量に上乗せした「都道府県が計画で定める数」に達するまで、認可・認定しなければならない。

## 大阪府の対応方針

1号、2号、3号認定を問わず、幼稚園、保育所が、認定こども園への移行に伴い希望する認可定員で認可、認定ができるよう、需要量を便宜的に上乗せする。この上乗せを、大阪府の「都道府県計画で定める数」とする。

政令市・中核市では、各市がそれぞれ「市町村計画で定める数」を設定する。  
そのため、大阪府の計画で定める数は政令市・中核市を除いた市町村における数となる。  
(政令市・中核市と協議し、府内で整合性がとれたものとする必要がある。)

# 論点③ 計画作成時、利用定員設定時の広域調整について

**基本指針の概ねの案から**

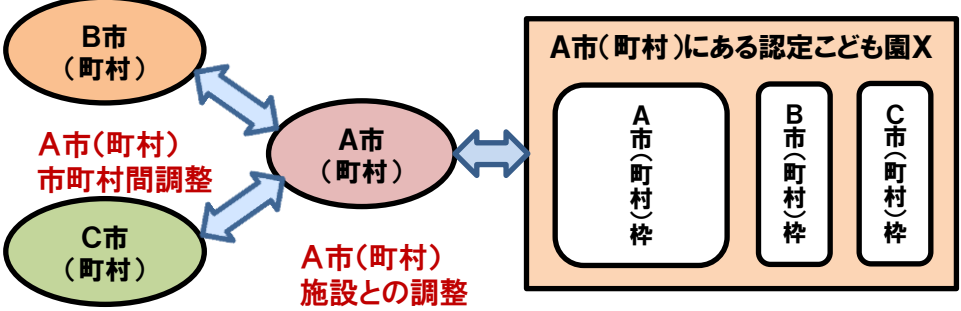
都道府県は、市町村に一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、広域的な観点から調整する必要があると認められる場合は、十分な調整を図ること。

都道府県は、教育・保育の利用及び地域子ども・子育て支援事業について、市町村間の調整が整わない場合等必要な場合において、市町村事業計画の作成時における都道府県への協議及び調整について、必要な事項を定めること。

特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき及び変更しようとするとき、あらかじめ都道府県知事と協議を行うこととされていることから、当該協議の手続き等について定めること。

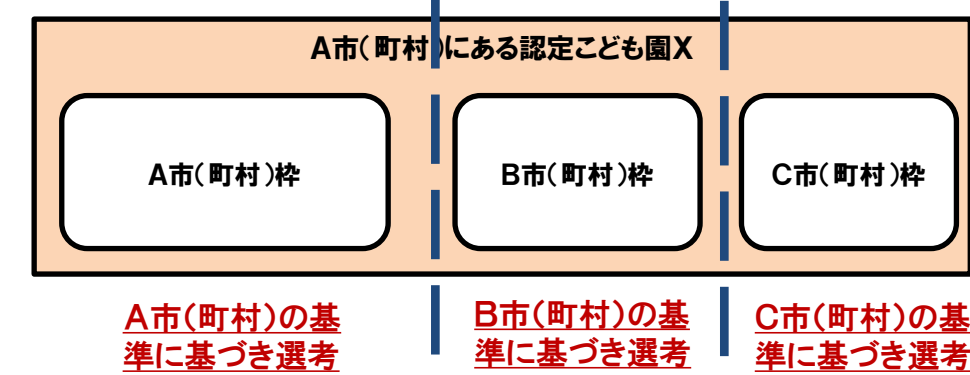
## 大阪府の対応方針（具体的な広域調整のイメージ）

### 供給体制の確保方策（H26. 5～H26. 7）



- ① A市(町村)から、認定こども園Xに27年度からの5年間の利用定員の見込みを照会する。(様式は、市町村と協議し、府内統一様式とする。)
- ② 施設XはA市(町村)に利用定員の見込みを提出する。
- ③ A市(町村)は、認定こども園XのB市(町村)、C市(町村)の利用定員をB市(町村)、C市(町村)に情報提供する。
- ④ A市(町村)が中心となって、B市(町村)、C市(町村)と調整して利用定員を設定し、認定こども園Xと調整する。(市町村間や施設との間で調整がつかない場合、大阪府に広域調整を依頼する。)

### 保育利用希望の広域調整（H26. 12～H27. 1）



- (27年度以降は、募集開始前に、上記と同様に、A市(町村)が中心となって、認定こども園Xの利用定員の市町村間の振り分けを行い、募集する。)
- ① A市(町村)はA市(町村)の基準に基づき、A市(町村)の枠内で利用者の選考を行う。(B市(町村)、C市(町村)も同様。)
  - ② 定員に空きが出た市町村が出てきた場合は、A市(町村)が中心となって調整し、他の市町村に再配分する。(市町村間で調整がつかない場合、大阪府に広域調整を依頼する。)

# 3 新たな幼保連携型認定こども園の設備運営基準について

※主なものを抜粋して掲載

検討項目		検討案		新制度基準		現行基準	
		新たな認定こども園認可・認定基準 (大阪府認定こども園条例改正)		幼保連携型認定こども園認可基準 (国基準案)		認定こども園認定基準 (大阪府認定こども園条例)	
1	1学級の幼児数	幼保連携型	(3歳)25人以下(知事が認める場合は35人以下も可)、(4・5歳)35人以下	従うべき基準	35人以下		(3歳)25人以下(知事が認める場合は35人以下も可)、(4・5歳)35人以下
		それ以外	(3歳)25人以下(知事が認める場合は35人以下も可)、(4・5歳)35人以下				
2	職員(必置)	幼保連携型	園長、保育教諭等、調理員	従うべき基準	園長、保育教諭等、調理員(学校医、学校歯科医、学校薬剤師は学校保健安全法により必置)		認定こども園の長(3歳未満)保育士(3歳以上)幼稚園教諭免許状・保育士資格を併有
		それ以外	認定こども園の長、(3歳未満)保育士、(3歳以上)幼稚園教諭免許状・保育士資格を併有				
3	職員配置	幼保連携型	(0歳)3:1、(1・2歳)6:1、(3歳)20:1、(4・5歳)30:1	従うべき基準	(0歳)3:1、(1・2歳)6:1、(3歳)20:1、(4・5歳)30:1		(0歳)3:1、(1・2歳)6:1、短時間(3歳)25:1、(4・5歳)35:1、長時間(3歳)20:1、(4・5歳)30:1
		それ以外	(0歳)3:1、(1・2歳)6:1、1号(3歳)20:1、(4・5歳)30:1、2号(3歳)20:1、(4・5歳)30:1				
4	保育室等の面積	幼保連携型	(保育室)2歳以上1人につき1.98㎡ (ほふく室)2歳未満1人につき3.3㎡ (乳児室)2歳未満1人につき1.65㎡	従うべき基準	(保育室)2歳以上1人につき1.98㎡ (ほふく室)2歳未満1人につき3.3㎡ (乳児室)2歳未満1人につき1.65㎡		(保育室)2歳以上1人につき1.98㎡ (ほふく室)2歳未満1人につき3.3㎡ (乳児室)2歳未満1人につき1.65㎡
		それ以外	(保育室)2歳以上1人につき1.98㎡ (ほふく室)2歳未満1人につき3.3㎡ (乳児室)2歳未満1人につき1.65㎡				
5	教育時間	幼保連携型	年39週以上、1日4時間	従うべき基準	年39週以上、1日4時間		—
		それ以外	—				
6	保育時間	幼保連携型	1日8時間	参酌基準	1日8時間		1日8時間
		それ以外	1日8時間				
7	食事の提供	幼保連携型	原則自園調理 (3歳以上は外部搬入可)	従うべき基準	原則自園調理 (3歳以上は外部搬入可)		食事を提供するときは原則自園調理 (3歳以上は外部搬入可)
		それ以外	食事を提供するときは原則自園調理 (3歳以上は外部搬入可)				